

# 『大きく変わった介護保険制度』

～住み慣れた地域で  
健康に生活するためには①～

熊谷市福祉部長寿いきがい課  
(大里広域市町村圏組合熊谷介護保険事業所)  
介護支援係 主任 新井達也

# 介護保険サービスは どういうものがあるの？

## 介護保険サービス

### 居宅サービス（基本的に自宅で生活する）

- ・訪問型サービス  
⇒訪問介護（ヘルパー）、訪問入浴、訪問看護、  
訪問リハビリ...
- ・通所型サービス  
⇒通所介護（デイサービス）  
通所リハビリ（デイケア）
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・福祉用具貸与・購入
- ・住宅改修

### 施設サービス（介護施設に入所する）

- ・介護老人福祉施設  
（特別養護老人ホーム）  
⇒在宅復帰をする予定がない。
- ・介護老人保健施設  
（主にリハビリ）  
⇒在宅生活への復帰を目標とする。
- ・介護医療院  
（医療的長期療養が必要）  
⇒医療・介護サービスの中間的施設

# 介護保険サービスで どういうことをしてくれるの？①

## 【居宅サービス】

### ○訪問型サービス

#### ・訪問介護（ヘルパー）

⇒身体介護…食事補助、排泄、着替えの手伝いなど

⇒生活援助…掃除、洗濯、買い物、食事の準備・調理など

注意！

※下記の場合は介護保険の対象となりません。

#### ・日常生活の家事を超えること

(例) 草むしり、花の手入れ、来客対応、障子・網戸張替えなど

#### ・本人以外のために行うこと

(例) ペットの世話、家族の食事準備、倉庫の掃除など

#### 料金を目安

・身体介護（30～60分）

⇒403円

・生活援助（45分以上）

⇒228円

※1割負担の場合

# 介護保険サービスで どういふことをしてくれるの？②

- **訪問入浴**

⇒ 自宅に浴槽を持ち込んで入浴をする。（介護士付き）

料金の目安：1,227円/1回（1割負担）

- **訪問看護**

⇒ 看護師等の訪問し、床ずれや点滴の対応を行う。

料金の目安：条件により異なる。（医療保険も関係）

- **訪問リハビリ**

⇒ 専門家が自宅に訪問し、リハビリを受ける。

料金の目安：295円/1回（1割負担）

# 介護保険サービスで どういうことをしてくれるの？③

## ○通所型サービス

- ・通所介護（デイサービス：DS）  
⇒ デイサービスセンターで日帰りの食事・入浴介護や機能訓練を受ける。
- ・通所リハビリ（デイケア：DC）  
⇒ 介護老人保健施設や病院で日帰りの機能訓練を受ける。

※半日や短時間（2～3時間）型のコースを設定している施設もある。

料金の目安→介護度により異なる。

DS：654円/1回（要介護1、1割負担）

DC：725円/1回（要介護1、1割負担）

**注意！**

食費・日常生活費が  
別途かかります。  
（保険対象外）

# 介護保険サービスで どういうことをしてくれるの？④

## ○短期入所生活介護（ショートステイ）

特養もしくは老健に短期間入所をする。

- ・ 料金は認定度により、食事・部屋・日常生活費が別途かかる。
- ・ 連続して利用できる日数に制限あり。

## ○福祉用具貸与、購入

- ・ 埼玉県の認可を受けた店舗で、特定の商品を保険適用で取得できる。

## ○住宅改修

- ・ 生活環境改善のための工事に対して保険適用される。（上限20万円）
- ・ 着工する前に事前申請が必要となる。

## ○居宅療養管理指導

専門家の訪問により、薬の飲み方や口腔ケアの指導を受ける。

# 介護保険サービスで どういうことをしてくれるの？⑤

## 【施設サービス】

### ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅生活が困難な方が入所する施設。

⇒原則は要介護3～5の認定が対象だが…

要介護1・2でも施設の判断により入所できる場合もある。

### ○介護老人保健施設（老健）

病状が安定し、リハビリが主な方が一時的に入所する施設。

⇒要介護1～5の認定が対象（ショートステイは要支援でも可能）

※料金は【介護保険適用分】+【食事代・部屋代】+ $\alpha$ となるので、  
施設に直接確認してください。

# 介護保険サービスで どういふことをしてくれるの？⑥

## ○参考

以下の施設は基本的には介護保険制度外の施設のため、直接施設との相談が必要となります。

- ・ 軽費老人ホーム
- ・ ケアハウス
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者住宅（サ高住）

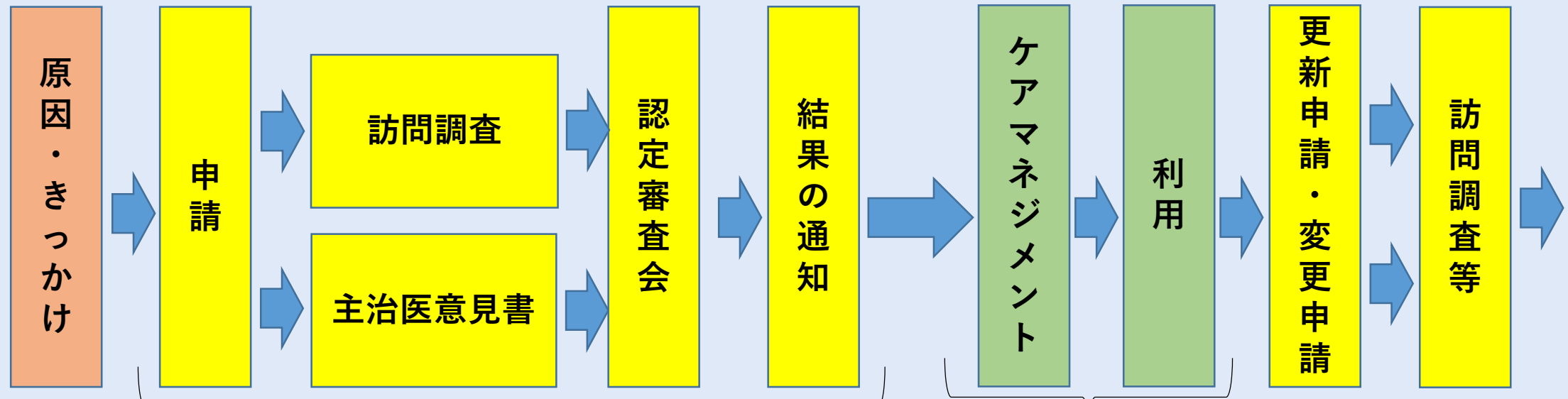
※「特定（介護付）有料老人ホーム」など、一部施設は県の認定を受けて、介護保険の適応を受ける施設もあります。

⇒（介護予防）特定施設入居者生活介護が利用できます。



# 介護保険サービスを使うには どうすればいいの？①

## 【手続きの流れ】



期間：約1か月～2か月  
市役所で行うことはここまで

利用者と家族で手続・  
契約をする必要がある

# 介護保険サービスを使うには どうすればいいの？②

## 1.申請（65歳以上の方の場合）

以下の窓口で申請書をお渡ししながら、必要事項を記入いただ  
いてお預かりしております。郵送での申請も可能です。

- ・市役所（長寿いきがい課） ・各行政センター（3か所）
- ・大里広域市町村圏組合（曙町：万平公園近く）

### 【必要なもの】

- ・介護保険被保険者証
- ・マイナンバーの分かるもの
- ・主治医の氏名
- ・その病院の名称、住所、電話番号

### 【申請者】

- ・本人
- ・親族（別居でも可能）
- ・ケアマネージャー
- ・地域包括支援センター

# 介護保険サービスを使うには どうすればいいの？③

## 2.訪問調査

調査員が自宅か入院中の病院等に訪問し、国で決まった74項目について主に聞き取り調査を行います。（約30～60分程度）

- ・訪問調査は、保険者の大里広域市町村圏組合に所属する職員または一般事業所のケアマネージャーに委託して行います。
- ・担当する調査員が決まり次第、その者が申請者等に電話連絡をし、日程調整を行います。（いきなり訪問しません。）

※調査員は認定度を定める調査のみ行いますので、制度やサービス等の質問はお答えしかねます。地域包括支援センター等にお問い合わせください。

# 介護保険サービスを使うには どうすればいいの？④

## 3.主治医意見書

主治医（かかりつけ医）の診断・意見を書類でいただきます。

申請の後、大里広域市町村圏組合から指定された医師に主治医意見書の記載を依頼します。その作成が終了次第、医師は同組合に郵送で提出することになるので、意見書の内容は申請者や家族でも見ることはできません。

**重要！**

・事前相談が必須な医療機関もあるので、申請する前に必ず医療機関の職員に「介護の申請をしたい」ことを、本人または親族からお話してください。

・大里広域市町村圏組合内（熊谷、深谷、寄居）の医師の場合は、「主治医意見書問診票」を記入して、医療機関に提出してください。この問診票は申請窓口と大里広域市町村圏組合のホームページで取得できます。

※この問診票は医師が主治医意見書を作成する上で本人と家族の意見を参考にするための書類です。医師に記載いただく意見書用の書類は、大里広域市町村圏組合から直接医師にお渡ししています。

# 介護保険サービスを使うには どうすればいいの？⑤

## 4. 認定審査会

訪問調査と主治医意見書の提出が完了したら、医療・介護等の専門職で構成される認定審査会で認定度を審査します。

## 5. 結果の通知

認定審査会での決定内容を、基本的には住民票の住所地宛に送付します。

- ・ 申請から結果通知までは、1～2か月程度の時間を要します。
- ・ 結果通知には、「認定度、有効期間、ケアマネジャーの事業所情報」などが同封されます。
- ・ 市役所での手続きはここまでとなり、ここから先は「利用者・家族とケアマネージャー・利用する介護施設との契約」に変わります。

# 介護保険サービスを使うには どうすればいいの？⑥

## 6. ケアマネジメント

介護サービスを利用するには、**要介護認定を取得し、ケアマネージャーを見つけて契約する**必要があります。その後、ケアマネージャーがケアプラン（利用する施設やどういうサービスをどのくらいの頻度で利用するか）を利用者や家族の希望を聞き作成することで介護保険が適用されます。

○参考：**ケアマネージャー**って何者？

介護保険制度の専門家で、都道府県ごとに実施する認定試験に合格する必要がある（難しい！）

- ・ケアプランはケアマネージャーの資格がないと作成できない。
  - もし、利用するサービスや施設を変更したい場合は、ケアマネージャーに相談する必要がある。
  - ・ケアマネージャーは相談役で、直接介護をするわけではない。
  - ・ケアマネージャーとも相性があるので、変更することは可能となっている。
- この時は、利用者とケアマネージャーとの契約なので、市役所等の許可は必要なし。

# よくある質問など①

Q：申請するのに条件はあるの？

A：65歳以上の方はなし。ただし、結果が非該当（元気というお墨付き）になることもあるので、医師には相談が必要。40歳以上65歳未満の方でも特定の病気の診断がされた場合は申請できる。

Q：時間がかかるから、動けるうちに要介護認定を取得した方が良いつて聞いたんだけどどうなの？

A：制度的には65歳以上の方なら可能。しかし、元気な状態と介護が必要になった状態では、環境や認定度が大きく異なることが想定され、結局のところ、再度認定度の見直し申請をする手続きを行う方がとても多いのでお勧めし兼ねる。

Q：何かあった時だと自分では介護申請できないんだけど、どうするの？

A：希望すれば地域包括支援センターの職員が代行申請してくれます。親族の協力が得られなかったり単身の場合は、病院の職員から地域包括支援センターに相談がある場合が多い。

Q：地域包括支援センターって何？

A：大里広域市町村圏組合が委託している特に高齢の方の公的な相談機関で、熊谷市内には8か所ある。どこでも良いというわけではなく、住所ごとに担当する地域包括支援センターが異なる。

ここでは「健康・介護・成年後見・虐待・詐欺」などの生活相談も無料で応じており、場合によっては市と連携して訪問や保護等を行う場合もある。

# よくある質問など②

Q：骨折したら要介護1になるって聞いたんだけど、認定度はどうやって決まるの？

A：要介護認定度は、「この病気だから要介護1になる」という決め方ではなく、訪問調査と主治医意見書の内容から、「日常生活をするのにどのくらい他の人の手が必要か」という基準で決められる。そのため、認定審査会にかけないと、はっきりとどうなるかは分からない。

Q：1回申請したらもう終わりでもいいの？

A：要介護認定には、必ず有効期間が発生するので、サービスを利用しているか等の都合に合わせて更新申請が必要。その場合は有効期間満了日の60日前から手続きができる。更新申請がない場合は、有効期間満了で認定が失効するので、また必要に応じて新規申請をすることができる。ただし、新規・更新・変更どの申請でも行う調査等は変わらない。

Q：有効期間はまだ長く残っているが、体の状態が悪く（良く）なった。認定の変更はできるの？

A：できる。区分変更申請により有効期間の残り日数に関わらず見直しの申請ができる。ケアプランの変更されるため、医師とケアマネージャーには相談してからの方がよい。

Q：入院していて、結果が出るまで時間がかかるとなると退院に間に合わなくて困るんだけど？

A：申請がされている状態であれば、結果が出ていなくても暫定利用という方法で介護保険サービスを利用できる。その場合は、担当ケアマネージャー、まだ決まっていない場合は地域包括支援センターなどに相談をする。

※結果が出るまでに時間がかかったとしても、有効期間の開始日は介護認定申請を行った日に遡るので、「おそらく認定結果が何かしら出るだろう」という暫定予想でケアマネージャーがケアプランを作成し保険適用になる。



# 『大きく変わった介護保険制度』

～住み慣れた地域で  
健康に生活するためには②～

# これからの介護保険 ～厚生労働省の動向～

【国の見解】 2025年に、団塊の世代が75歳以上となり、医療介護保険への影響（負担）が大きくなることは間違いない。

◎対策として…「**地域包括ケアシステム**」の構築

【定義】 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく最期まで生活ができるように、医療・介護・住まい・住民・行政などの地域で生活に関わる機関と人が連携して、住みやすい地域を創り上げていくこと。

⇒よくわからない…ので、事業を立ち上げて目標を分ける！

# これからの介護保険 ～熊谷市の取組み（キーワード）～

## 【生活支援体制整備事業】

- ・ 地域での支え合いの推進（互助、サロン、地域づくり勉強会など）
- ・ **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）** の設置

## 【認知症施策（新オレンジプラン）】

- ・ 認知症ケアパスの作成
- ・ **認知症地域支援推進員** の設置

## 【介護予防】

- ・ ニャオざね元気体操
- ・ **さくらフィット** 養成講座（介護予防サポーター）

# これからの介護の在り方

## ○介護サービスを受けるきっかけ

病院で勧められた、家族から言われた、高齢者だけで生活している…  
など、自分の意思ではなく、家族や環境が原因になることの方が圧倒的に多い。

○そういったことがあると、気持ちも落ち込んでしまい、言われた通りにしてしまいがちになってしまう…（体調を崩していたらなおさら）

**自分の気持ちや都合だってある！**

だから、こう考えてほしいです。

~~介護保険サービスでどういうことをしてくれるの？~~  
~~(もう全部なんでもやってもらおう：人任せ)~~



自分が送りたい生活をこれからも続けるためには、どうすればいいか？  
(介護サービスは何をどのくらい利用するといいか？)

- 「自分はどのような生活をしたいのか」を考え、そのために必要なことを必要な分だけ支援を受ける。⇒ これが「**自立**」。
- そんなこと言われても、自分では判断できない…  
⇒ ケアマネージャーや地域包括支援センターなどの専門職をぜひ活用してください。
- ⇒ 上手に介護保険サービスを利用することが、体にもお金にも優しく生活ができる方法のひとつです。

# 介護を経験して、一番言いたいこと

①必ず介護や人のお世話になるときは来る。

②その時に**自分の気持ち(どうしたいのか)**を言えるかどうか、これがその後の生活を大きく変える。

③その気持ちを尊重してくれる家族、ケアマネージャーがいるか？日頃から人付き合いがものをいう。遠方に住んでいるとか関係ない。